

昭和六十二年建設省令第十九号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第四条第二項第四号、第六条第一項、第十条第三号及び第十九条並びに附則第十四条第三項の規定に基づき、民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（指定の申請）

第一条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類（協定の記載事項）

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

（協定の記載事項）

第二条 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす

一 株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫が民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）から受け入れた寄託金の経理に関する事項

二 法第四条第二項第一号の寄託の手続きに関する事項

三 法第四条第二項第一号の推薦の手続きに関する事項

四 法第四条第二項第一号の貸付けの状況の報告その他必要な事項（事業計画等の認可等）

第三条 機構は、法第六条第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。

（事業計画書）	一 事業計画書
	二 収支予算書
	三 資金計画書その他の参考となる書類
（前項第一号の事業計画書には、業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。）	二 法第十四条の二第一項又は第二項の規定による申請は、機構その他国土交通大臣が指定する法人を経由してすることができる。
	三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一百二十四条の収支予算書は、法第七条及び号）第一百二十四条の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。
	四 「事業計画等の変更の認可の申請」
（機構は、法第六条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、前条第一項第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。）	五 第四条 機構は、法第六条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、前条第一項第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。
	六 一 変更しようとする事項 二 変更しようとする年月日 三 変更の理由 （余裕金の運用方法）
	七 第五条 法第十条第三号に規定する国土交通省令で定める方法は、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。附則第十項において同じ。）への金銭信託とする。

（事業用地適正化計画の認定の申請）	一 法第十四条の五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 （法第十四条の五第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）
	二 隣接土地の所有権の取得等をした後における資金計画の変更
	三 独立行政法人都市再生機構による事業用地適正化計画の作成の特例
（別記様式第一による申請書の種類等）	四 第十一条 独立行政法人都市再生機構は、法第十一条第三項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ第七条第一項の表に掲げる図書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。
	五 第十二条 法第十四条の十の規定により認定事業者に對し報告を求めること。
	六 法第十四条の七の規定による承認をすること。
（施行期日）	七 法第十四条の十一第一項の規定により認定を取り消すこと。
	八 法第十四条の十二の規定により必要な措置を命ずること。
	九 法第十四条の七の規定による認定をすること。
（附則）	十 法第十四条の十一第一項の規定により認定を取り消すこと。
	十一 法第十四条の十二の規定により必要な措置を命ずること。
	十二 法第十四条の七の規定による認定をすること。

（事業用地の縮尺、方位、事業用地の区域、申請区域内の土者が從前から所有権又は借地権を有する事項）	一 一 この省令は、公布の日から施行する。（法附則第十四条第二項第一号の国土交通省令で定める基準）
	二 法附則第十四条第二項第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件（都市計画その他地方公共団体の市街地の開発整備に関する計画で公表されたものにおいて計画的を備えているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
	三 一 民間都市開発事業の施行上必要な立地条件を備えているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
（位置及び公共施設のおおむねの配置）	四 一 当該土地が次に掲げる要件（都市計画その他地方公共団体の市街地の開発整備に関する計画で公表されたものにおいて計画的を備えているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
	二 中「又は民間都市開発事業の施行の予定時期」（法第十四条の二第三項に規定する同）
	三 中「又は民間都市開発事業の施行の予定時期」と、第十条第一号の譲渡又は賃貸の予定時期」と、第十条第一号において單に「整備敷地等」という。

(1) 現に土地の利用状況が変化しつつあり、又は変化することが確実であると見込まれる区域内にあること。

(2) 当該土地及びその周辺の地域における公共施設の整備の状況及び見込みからみて、当該土地の有効かつ適切な利用を図る上で支障がないと認められること。

(3) 幹線道路、鉄道その他の交通施設の利用が容易であると認められること。

(4) 当該土地における民間都市開発事業により整備される建築物の用途として当該土地及びその周辺の地域の特性にふさわしいと認められるものに応じて、入居者、顧客その他当該建築物の利用者が相手に程度見込まれること。

口 当該土地が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業の施行区域内にあること。

ハ 当該土地が法第二条第一項第二号の政令で定める都市計画施設の区域内にあること。

二 当該土地の形状がおおむね整形であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 当該土地の規模、当該土地に隣接する土地の利用状況等からみて、当該土地における民間都市開発事業の施行に支障がないと認められるとき。

ロ 当該土地が、一體的かつ総合的な市街地の開発整備が行われることが確実であると見込まれる区域内にあるとき。

三 当該土地に建築物その他の工作物がある場合には、当該建築物その他の工作物が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

四 当該土地が所有権以外の権利又は処分の制限の目的となつていいないこと。

（法附則第十四条第五項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号若しくは第二号又は第三項第二号から第四号までに掲げる業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 法附則第十四条第一項第一号若しくは第二号又は第三項第二号から第四号までの規定に

4

よる貸付金（次号及び第三号において「機構の貸付金」という。）の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によること。

二 機構の貸付金の貸付けを受けた者が貸付けの条件に違反した場合には、必要に応じて償還期限の繰り上げを行うこと。

三 機構の貸付金の貸付けを受ける者に対し、担保の提供、保証人の保証その他の債権保全のため必要な措置を求めること。

法附則第十四条第五項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第二項第一号に掲げる業務に係るものは第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、同項第四号に掲げる業務に係るものは第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げるものとする。

5

一 法附則第十四条第二項第一号又は第四号に掲げる業務の運営に関する重要事項（機構が取得し、又は譲渡する事業見込地又は同号に規定する土地（以下「事業見込地」という。）の価額に係る評価に関する事項を除く。）について審議させるため、機構に、法律、経済若しくは行政又は民間都市開発事業の施行に関し優れた知識と経験を有し、公正な判断をできる者が（機構の役員及び職員を除く。）のうちから機構の代表者が選任する委員五人以上をもつて組織する審査会を置き、その議を経て、取得する事業見込地又は道路事業見込地の選定を行うこと及び事業見込地又は道路事業見込地の譲受人の選定を公正な方法により行うこと。

二 機構が取得し、又は譲渡する事業見込地又は道路事業見込地の価額に係る評価に関する事項について審議させるため、機構に、土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をできる者が（機構の役員及び職員並びに前号の審査会の委員を除く。）のうちから機構の代表者が選任する委員五人以上をもつて組織する審査会を置き、その議を経て、事業見込地又は道路事業見込地の価額に係る評価の方法を定める

三 事業見込地を取得する対価及び取得した事業見込地を民間都市開発事業を施行する者に譲渡する対価は、前号の審査会の議を経て定めるものとし、当該譲渡の対価は、第七号に

定める場合を除くほか、当該事業見込地の地の時価並びに取得及び管理に要した費用の額を考慮して算定した適正な額とすること。

四 道路事業見込地を取得する対価及び取得した道路事業見込地を道路を管理すべき者に譲渡する対価は、第二号の審査会の議を経て定めたものとし、当該譲渡の対価は、当該道路事業見込地の類地の時価並びに取得及び管理に要した費用の額を考慮して算定した適正な額とすること。

五 機構が取得した事業見込地又は道路事業見込地は、法附則第十四条第二項各号に掲げる業務の目的に従つて適切に管理すること。

六 機構が取得した事業見込地を民間都市開発事業を施行する者に対し譲渡する場合においては、少なくとも次に掲げる事項を譲渡契約の内容とすること。

イ 機構が指定する期間内に、当該事業見込地において民間都市開発事業を施行するこ

と。

ロ イに掲げる事項その他譲渡契約の条項に違反した場合の措置

七 事業見込地の取得及び管理に要した費用の額を下回る額による当該事業見込地の譲渡は、国土交通大臣が財務大臣と協議して承認した場合に限り行うこと。

八 機構が行う道路事業見込地の取得につい

て、当該道路事業見込地に係る道路を管理すべき者の同意が得られていること。

九 機構が道路事業見込地を取得する際に、道路の整備に関する事業がおおむね五年以内に実施されるものと見込まれること。

（法附則第十四条第九項の国土交通省令で定める公共的団体）

五 法附則第十四条第九項の国土交通省令で定める公共的団体は、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、地方道路公社、日本下水道事業団、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社とする。

六 機構は、法附則第十四条第十一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第三による申請書の正本及び副本に、それぞれ

第七条第一項の表に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

7 法附則第十四条第十二項の規定により法第十

四条の第二項の事業用地適正化計画とみなされた法附則第十四条第十一項の規定により作成された事業用地適正化計画についての第八条及

び第十条の規定の適用については、第八条中「予定時期」と、同条第二号中「隣接土地の所有権の取得等をした後における資金計画」とあるのは「予定時期」と、同条第二号中「隣接土地の所有権の取得等をした後における資金計画」とあるのは「予定時期」とあるのは「目的並びに事業見込地の譲渡の対価は、当該道路事業見込地の類地の時価並びに取得及び管理に要した費用の額を考慮して算定した適正な額とすること。

四 「目的」とあるのは「目的並びに事業見込地の譲渡の対価は、当該道路事業見込地の類地の時価並びに取得及び管理に要した費用の額を考慮して算定した適正な額とすること。

五 機構が取得した事業見込地又は道路事業見込地は、法附則第十四条第二項各号に掲げる

業務の目的に従つて適切に管理すること。

六 機構が取得した事業見込地を民間都市開発事業を施行する者に対し譲渡する場合においては、少なくとも次に掲げる事項を譲渡契約の内容とすること。

イ 機構が指定する期間内に、当該事業見込地において民間都市開発事業を施行するこ

と。

ロ イに掲げる事項その他譲渡契約の条項に違反した場合の措置

七 事業見込地の取得及び管理に要した費用の額を下回る額による当該事業見込地の譲渡は、国土交通大臣が財務大臣と協議して承認した場合に限り行うこと。

八 機構が行う道路事業見込地の取得につい

て、当該道路事業見込地に係る道路を管理すべき者の同意が得られていること。

九 機構が道路事業見込地を取得する際に、道路の整備に関する事業がおおむね五年以内に実施されるものと見込まれること。

（法附則第十四条第九項の国土交通省令で定める公共的団体）

五 法附則第十四条第九項の国土交通省令で定める公共的団体は、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、地方道路公社、日本下水道事業団、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社とする。

六 機構は、法附則第十四条第十一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第三による申請書の正本及び副本に、それぞれ

第七条第一項の表に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

地の所有者又は借地権を有する者が、前号に規定する差金を授受すること。

1 この省令は、法の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。

附則（平成二十三年七月二二日国土交通省令第五三号）抄

別記様式第一
(第七条関係)

第八号	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成元年六月二八日建設省令第一二号)
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成六年三月九日建設省令第五号)
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成七年一一月一〇日建設省令第二六号)
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成一七年三月三一日建設省令第九号)抄
	この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則	(平成一一年九月二二日建設省令第四〇号)抄
	この省令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則	(平成一一年九月二七日建設省令第四一号)抄
	(施行期日)
	この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。
附 則	(平成一四年二月八日国土交通省令第九号)抄
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成一四年三月三一日国土交通省令第三七号)
	この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則	(平成一四年五月三一日国土交通省令第六六号)抄
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成一四年三月三一日国土交通省令第七〇号)抄
	(施行期日)
	この省令は、平成十六年七月一日から施行する。
附 則	(平成一七年二月一一日国土交通省令第一二号)抄
	(施行期日)
	この省令は、法の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。
附 則	(平成二〇年一月四日国土交通省令第六六号)抄
	(施行期日)
	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二〇年一月四日国土交通省令第一号)
	(施行期日)
	この省令は、法の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。
附 則	(平成二〇年一月四日国土交通省令第一二号)抄
	(施行期日)
	この省令は、法の施行の日(平成二〇年一月四日)から施行する。
附 則	(平成二〇年一月四日国土交通省令第五三号)抄
	(施行期日)
	この省令は、令和三年九月一日から施行する。
附 則	(令和三年八月三一日国土交通省令第五三号)
	(施行期日)
	この省令は、令和三年九月一日から施行する。
附 則	(平成二〇年九月三〇日国土交通省令第八〇号)抄
	(施行期日)
	この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則	(平成二〇年一二月一一日国土交通省令第五五号)抄
	(施行期日)
	この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年十一月二十七日)から施行する。

定をしようとする補助の範囲)の欄には、前項は財政的差引を記載すること。

(6) ①の「主たる用途」の欄には、建築基準の施行規則別表の用途区分表に記載する建物の用途を記載すること。

(7) ①及び②の「申請者」の欄には、申請する「民間町開発事業に係る申請書」に記載する申請者の氏名を記載すること。

(8) ③の「公的・私的の範囲」の欄には、12. 地域、公団、基盤、下水道、河川、河川工事本部が記載すること。

(9) ⑨の「民間町開発事業の区分に関する特例規制第14条の第2項の申請の場合は該欄を記載すること。」

樣式第二（第十一条關係）

所有権の変動等の方法 （文書による取扱いの 種類は交付先の土 地又は建物の所 在地に帰属）	所有権の 変動等の 手續時間
	年 月

- #### 六、美国烟酒公司对进入我国的外国卷烟品的评价

（1）建設地の概要			
番号	敷地面積	延べ面積	主たる用途

（2）公共交通機関の概要

- | 番号 | 公害物質の種類 |
|----|---------|
| | |

7 同様土地区画整理事業等及び同様の開発事業の施行に伴う資金計画		
	科 目	金額(百萬円)
収入	自己資金 借入金 ○○○	

	三	
文 出	所有權之賈得等費用 工參費 事務費 加入金利息 ○○○	

- 8 従事者登録申請書第1項本文の規定による登録和モニタの項

後又は販賣の予定時期
年 月

